

平成 27 年

第 1 回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第 1 号

2月9日（月曜日） 町田リサイクル文化センター研修室

出席議員（10名）

1 番	小林 鈴子	2 番	鈴木 玲央
3 番	谷沢 和夫	4 番	おさむら 敏明
5 番	藤原 マサノリ	6 番	三階 道雄
7 番	田中 繁夫	8 番	渡辺 たつや
9 番	秋山 薫	10 番	近澤 美樹

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	石森 孝志
副管理者	大坪 冬彦	監査委員	石田 等
会計管理者	河本 進		
八王子市		八王子市	
市民部長	松日樂 義隆	斎場事務所長	鮫島 四男
町田市		町田市	
環境資源部長	内山 重雄	環境保全課長	古屋 中
多摩市		多摩市	
くらしと文化部長	東島 亮治	市民生活課長	齊藤 静子
稲城市		稲城市	
市民部長	鈴木 秀治	市民課長	稲田 基樹
日野市		日野市	
環境共生部長	中島 政和	環境保全課長	久保田 博之

出席事務局職員

事務局長	佐藤 修	主査	振原 健治
主任	小川 一夫	速記士	波多野 夏香

2月9日（月）議事日程

午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 報告第 2 号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

- 第 6 第1号議案 平成26年度(2014年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第
2号)
- 第 7 第2号議案 平成27年度(2015年度)南多摩斎場組合会計予算
- 第 8 行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午後 1 時 58 分 開会

○議長（小林鈴子） これより平成27年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



○日程第 1

会議録署名議員の指名

○議長（小林鈴子） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩齋場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

5 番 藤原マサノリ議員

6 番 三階道雄議員



○日程第 2

会期の決定

○議長（小林鈴子） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決しました。



○日程第 3

諸報告

○議長（小林鈴子） 日程第 3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） ご報告申し上げます。

平成27年 1 月 21 日、管理者から平成27年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を 2 月 9 日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の報告案件 2 件、議案 2 件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知とあわせてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条の規定により、管理者に出席要求いたしました。

本日、多摩市長の阿部副管理者、稲城市長の高橋副管理者は欠席との連絡を受けております。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） 事務局長の報告は終わりました。



○日程第 4

報告第 1 号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（小林鈴子） 日程第 4、報告第 1 号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 本日は、お忙しいところ、各議員の皆様にはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

報告第 1 号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第 1 項の規定によりまして、平成26年11月28日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林鈴子） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

東京都市公平委員会の共同設置団体から昭和病院組合を脱退させ、新たに武蔵野市が加入することに伴い、地方自治法第252条の 7 第 3 項の規定に基づき規約の変更について議会の議決を求めておりました。先方が求める期間に組合議会の開催が困難でしたので、昨年 11 月 28 日に管理者において専決処分いたしておりました。

なお、加入予定日は平成27年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） 管理者の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第1号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（小林鈴子） 日程第5、報告第2号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年12月22日に専決処分させていただきましたのでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小林鈴子） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） 管理者の補足説明を申し上げます。

南多摩斎場組合一般職の職員の給与は、管理市である町田市に準拠して定めておりまして、町田市が一般職の職員の給与に関する条例等の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものでございます。

改正内容につきましては、民間における賃金情勢を踏まえ、公民較差の0.13%を解消する例月給の引き上げと、特別給である期末手当及び勤勉手当を合わせた年間支給月数を現行の3.95月分から4.2月分になるよう0.25月分の引き上げを行うものです。

このうち、本条例では公民較差解消のための給与月額を引き上げる改正を行います。改正後の給与表は2014年4月に遡及して適用いたします。

なお、今回の特別給の引き上げ分につきましては、勤勉手当のみで実施するため、別途南多摩斎場組合職員勤勉手当支給規則を改正し、実施いたします。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第2号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第6

第1号議案 平成26年度（2014年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）

○議長（小林鈴子） 日程第6、第1号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者(石阪丈一) 第1号議案 平成26年度(2014年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,243万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市負担金を減額し、繰越金を平成25年度決算の確定により増額いたしました。

次に、歳出につきましては、総務費における臨時職員賃金を減額いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林鈴子) 佐藤事務局長。

○事務局長(佐藤修) 管理者の補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

このページから5ページまで記載してあります歳入歳出補正予算事項別明細書に基づいて概要をご説明申し上げます。

最初に、2ページ、3ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ20万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2,243万8,000円とするものです。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

まず、歳入予算でございます。

歳入の第4款、繰越金から説明させていただきます。

第4款、繰越金1,642万3,000円は、平成25年度からの繰越金の確定によるものでございます。

この結果、一番上の第1款、分担金及び負担金を1,662万3,000円減額するものでございます。各組織市の負担金の補正額内訳は説明欄のとおりでございます。各市の金額は、各市の予算の関係もありますので円単位で表示させていただいております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

第2款、総務費20万1,000円の減額についてご説明申し上げます。

第7節、賃金20万1,000円の減額は臨時職員賃金の執行残によるものでございます。

説明については以上でございます。

○議長(小林鈴子) 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林鈴子) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林鈴子) これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案 平成26年度(2014年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林鈴子) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第7

第2号議案 平成27年度(2015年度)南多摩斎場組合会計予算

○議長(小林鈴子) 日程第7、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者(石阪丈一) 第2号議案 平成27年度(2015年度)南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,079万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市外の方の火葬室使用料及び式場使用料等の斎場使用料等でございます。

歳出につきましては、火葬や式場にかかわる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

今回の予算は、市民サービスの向上ということで前年度当初の17件の火葬件数を27件に増大させるという内容の予算になっております。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林鈴子） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） それでは、管理者の補足説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして概要をご説明させていただきます。

最初に、歳入予算です。

6ページ、7ページをお開き願います。

第1款、分担金及び負担金につきましては、市負担金として2億2,520万2,000円を計上させていただきました。その負担金の内訳は、7ページ、説明欄にありますとおり、運営経費と公債費の償還にかかわる式場棟実施設計費及び式場棟増築費から構成されております。

各市の負担金内訳は、各市の予算との関係もあり、円単位で表示しております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

第2款、使用料及び手数料でございます。

第1項、使用料、第1目、斎場使用料9,826万4,000円につきましては、説明欄にありますように、組織市外火葬室使用料を1,558万円といたしました。

次に、式場使用料につきましては7,887万円とし、そして霊安室使用料は381万4,000円といたしました。

まず、平成27年度の火葬件数ですが、前回、平成27年度南多摩斎場組合事業運営計画でもお示ししましたとおり、4月以降の火葬受け入れ枠の増加に伴い組織市外者の火葬室使用料が多少増加することを踏まえて7,032件とし、このうち組織市外火葬室使用件数を合計323件と見込みました。

式場使用料等の収入は、第一式場につきましては平成25年度実績の98%、第二、第三式場は平成25年度実績としました。この結果、第一式場は288件、第二式場は301件、第三式場は301件、お清めの待合室は743件を想定いたしております。さらに、霊安室の有料利用数は延べ1,240日を見込みました。

第2目、総務使用料63万7,000円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第4款、繰入金600万円は、職員退職手当基金積立金よりの繰入金でございます。

第5款、諸収入68万6,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算をご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款、議会費251万8,000円につきましては、議員報酬、議会時の筆耕翻訳料等でございます。

次に、第2款、総務費、第1項、総務管理費1億76万8,000円につきましてご説明申し上げます。

第1節、報酬431万8,000円は、特別職の報酬及び嘱託職員の報酬でございます。

第2節から第4節の給料、職員手当等及び共済費は、組合職員7名の人件費等でございます。今回、職員退職手当として2,200万円を計上しております。

第7節、賃金286万1,000円は、受付事務の臨時職員の賃金でございます。

第11節、需用費114万5,000円は、事務用消耗品、埋火葬許可書等の印刷製本費などでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第12節、役務費43万5,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費、公用車の自賠責保険料等でございます。

第13節、委託料292万8,000円は、電光掲示板システム管理業務委託料、町田市への会計事務の一部委託費、ホームページの管理業務委託料などでございます。

第14節、使用料及び賃借料78万7,000円は、複写機やビジネスホンの借上料などでございます。

第25節、積立金120万1,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして職員給料の4%を積み立てるもので、あわせてその利子も計上しております。

第2項、監査委員費30万8,000円は、監査委員2名の報酬等でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

第3款、衛生費1億8,852万1,000円につきましてご説明申し上げます。

第1項、保健衛生費、第1目、斎場費は1億8,852万1,000円でございます。

第11節、需用費につきましては、説明欄にございますとおり、燃料費4,127万3,000円は、火葬炉に使用する灯油代、光熱水費2,240万円は、火葬棟及び待合棟の管理運営に要する電気、水道代でございます。このうち、消耗品費、燃料費、光熱水費の電気料金は先ほど歳入のところでご説明いたしましたように、4月からの1日の火葬受け入れ枠27件の増加により、火葬炉で使用する灯油代、待合室の電気料金が増加することに

に伴い計1,800万円程度増加しております。

修繕料2,155万6,000円は、毎年実施している火葬炉台車ブロック16台分の計画的な取りかえ等によるものでございます。このほか、火葬炉以外の施設に係る修繕などに係る経費がございまして、

第13節、委託料9,718万1,000円は、火葬業務及び火葬棟、並びに待合棟の維持管理に要する経費でございまして、主なものは、火葬業務委託料4,893万7,000円、待合室接待業務委託料1,317万2,000円、庭園管理業務委託料819万4,000円、清掃業務委託料711万4,000円、警備業務委託料818万7,000円、火葬炉設備保守点検業務委託料434万5,000円などで、その他は説明欄に記載のとおりでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

第2項、火葬炉設備工事費は、平成26年度に工事が終了したため予算の計上はありません。

続きまして、第4款、公債費3,767万6,000円は、式場棟増築工事費及び式場棟実施設計費の地方債償還元金及び利子でございます。

第5款、予備費は100万円を計上させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（小林鈴子） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案 平成27年度（2015年度）南多摩斎場組合会計予算について採決いたします。本案は、原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（小林鈴子） 日程第8、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤修） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の行政報告資料に基づいてご説明いたします。

本件調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガス、集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の有無を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するものです。

調査項目及び調査対象物は、ダイオキシン類が排ガス、集じん灰、残骨灰、さらに排ガスにつきましては、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物濃度を調査いたしました。

調査対象炉は、南多摩斎場には1号炉から12号炉まで12炉ありますが、毎年計画的に2炉ずつ実施しておりまして、今年度は1号炉と8号炉を調査いたしました。

調査日は、平成26年12月1日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社で行いました。

調査結果は中段部分の表のとおりで、ダイオキシン類は削減対策指針値をクリアし、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度は、火葬場におけるばいじん、塩化水素、窒素酸化物濃度の指針値等がありませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を準用したものでございます。その結果は、いずれも規制値を下回っております。

ご承知のように、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響しているのではないかと推測するところです。今までも副葬品の自粛協力をお願いをしているところですが、より一層お願いをして、ダイオキシン類の発生防止を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） 管理者の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって平成27年第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 小 林 鈴 子

署名議員 藤 原 マ サ ノ リ

署名議員 三 階 道 雄